

大宮区役所新庁舎整備事業 設計・建設モニタリング業務 仕様書

1 件名

大宮区役所新庁舎整備事業 設計・建設モニタリング業務

2 履行場所

さいたま市大宮区大門町3丁目1 大宮区役所 他

3 履行期間

契約締結日から平成31年6月30日までとする。

4 業務目的

本業務は、大宮区役所新庁舎整備事業の特定事業契約に基づき、さいたま市（以下「甲」という。）が実施する、下記期間におけるモニタリングに対し、専門的な視点から各種の支援を行うものであり、PFI事業者が業務を完全履行させ公共性を確保するとともに、円滑な事業の推進を図ることを目的とする。なお、下記期間はあくまでも計画であり、事業の進捗に伴い前後することがある。

(1) 新庁舎設計期間：平成28年7月～平成29年7月

(2) 旧埼玉県大宮合同庁舎解体設計・工事期間：平成28年7月～平成29年4月

(3) 新庁舎建設期間：平成29年7月～平成31年3月

(4) その他：平成28年7月～平成31年6月

5 業務内容

(1) 新庁舎設計等モニタリング支援業務

PFI事業者が実施する設計業務（基本設計、実施設計及び事前調査業務）について、次のとおり、甲が行うモニタリングを支援する。

ア モニタリング実施支援

a. 要求水準等確認計画書の確認支援

PFI事業者がセルフモニタリング項目及びモニタリング実施項目を記し、本市に提出した要求水準等確認計画書の確認支援を行う。

b. 要求水準等確認報告書の確認支援

PFI事業者が要求水準等確認計画書を基にセルフモニタリングを行い、本市に提出した要求水準等確認報告書の確認支援を行う。

イ 技術的支援

PFI事業者から設計図書が提出された段階で、特定事業契約書、事業者提案、要求水準書等との齟齬が発生していないか確認する。

ウ 協議出席

設計に関する甲とPFI事業者との次の会議に出席し、必要な助言を行う。

- ・ 定例打合せ（隔週程度）
- ・ 諸室に関する関係各課とのヒアリング（基本設計段階で4回程度）
- ・ また、上記以外の甲とPFI事業者との会議に、甲の要請に応じ出席する。

エ その他

a. 進捗状況の把握

原則として、進捗状況は甲が管理するが、設計図書の提出期限に遅延する可能性がある場合は甲に助言する。

b. 建設費・変更増減金額の確認

必要に応じて、建設費及び仕様等の変更による建設費等の増減の確認支援を行う。

c. その他、モニタリングに必要な支援及び助言を行う。

オ レポート作成

上記の作業に対するモニタリングレポートを作成し甲に報告する。

(2) 旧埼玉県大宮合同庁舎解体設計・工事モニタリング支援業務

PFI事業者が実施する旧埼玉県大宮合同庁舎解体設計・工事業務について、次のとおり、甲が行うモニタリングを支援する。

ア モニタリング実施支援

a. 要求水準等確認計画書の確認支援

PFI事業者がセルフモニタリング項目及びモニタリング実施項目を記し、本市に提出した要求水準等確認計画書の確認支援を行う。

b. 要求水準等確認報告書の確認支援

PFI事業者が要求水準等確認計画書を基にセルフモニタリングを行い、本市に提出した要求水準等確認報告書の確認支援を行う。

イ 技術的支援

a. 施工計画書等の確認

PFI事業者が提出する施工計画書及び設計図書の内容を確認し、不備等ある場合は甲に助言する。

b. 現場等の確認

設計、工事の主要なポイントで、業務の履行状況を確認する。不備等ある場合は甲に助言する。

ウ 協議出席

解体設計・工事に関する甲とPFI事業者との会議（1回/月程度）に出席し、必要な助言を行う。

エ その他

a. 進捗状況の把握

原則として、進捗状況は甲が管理するが、設計図書の提出期限及び工事期間に遅延する可能性がある場合は甲に助言する。

b. 工事出来高の確認

サービス購入料支払いのための工事出来高検査に必要な支援及び助言を行う。

c. その他、モニタリングに必要な支援及び助言を行う。

オ レポート作成

上記の作業に対するモニタリングレポートを作成し甲に報告する。

(3) 新庁舎建設モニタリング支援業務

P F I 事業者が実施する建設業務及び工事監理業務について、次のとおり甲が行うモニタリングを支援する。

ア モニタリング実施支援

a. 要求水準等確認計画書の確認支援

P F I 事業者がセルフモニタリング項目及びモニタリング実施項目を記し、本市に提出した要求水準等確認計画書の確認支援を行う。

b. 要求水準等確認報告書の確認支援

P F I 事業者が要求水準等確認計画書を基にセルフモニタリングを行い、本市に提出した要求水準等確認報告書の確認支援を行う。

イ 技術的支援

a. 工事監理報告書等の確認

P F I 事業者が提出する工事監理報告書等の内容を確認し、不備等ある場合は甲に助言する。

b. 現場等の確認

甲の要望に応じて杭工事時、基礎配筋時、躯体配筋時、仕上げ・設備工事時、免震工事時等、工事の主要な工程で工事現場にて、建設業務の履行状況の確認支援を行う。不備等がある場合は甲に助言する。

ウ 協議出席

建設工事に関する甲と P F I 事業者との次の会議に出席し、必要な助言を行う。

- ・ 定例会議（週例及び月例）

エ その他

a. 進捗状況の把握

原則として、進捗状況は甲が管理するが、遅延が生ずる可能性がある場合は甲に助言する。

b. 工事出来高の確認

サービス購入料支払いのための工事出来高検査（建設完了までの各年度毎）に必要な支援及び助言を行う。

c. 完工検査確認支援

d. その他、モニタリングに必要な支援及び助言を行う。

オ レポート作成

上記の作業に対するモニタリングレポートを作成し甲に報告する。

(4) その他の支援業務

- ア P F I 事業者から年度ごとに提出される、年度末業務報告書の確認支援を行う。
- イ 事後調査業務及びその対応状況について、甲が行うモニタリングを支援する。
- ウ 特定事業契約書第 103 条に基づき事業年度終了後に事業者より提出される財務書類について、事業者提案との照合等による確認支援を行う。
- エ 法令変更や不可抗力が発生した場合ははじめ、特定事業契約書等に疑義が生じた場合及び事業者との紛争が生じた場合の事業者との交渉及び調整に対する助言を行う。

6 一般事項

- (1) 本特記事項は基本事項を示すものであり、記載のない事項については係員との協議により決定すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、常に係員と緊密な連絡を保ち、疑義や問題点が生じた場合には速やかに係員と協議し、その指示に従い円滑に業務を遂行すること。
- (3) 業務に必要な資料は貸与する。
- (4) 業務に関する全ての事項について秘密を厳守し、他人に漏らし利用してはならない。

7 成果品

本業務で行ったモニタリング支援に関する報告書を作成する。なお、モニタリングレポートに関しては、モニタリング工程に従い随時提出する。

- ・業務報告書（全業務完了時） 1部（A4判）
- ・業務報告書（(1)及び(2)の業務完了時） 1部（A4判）
- ・上記の電子データ 1式（CD-R等）

本業務は、業務成果を電子データで納品する「電子納品」の対象とする。「電子納品」にあたっては、「さいたま市電子納品要領【簡易普及版】」（以下、「要領」）を適用する。但し、この要領に定めのない事項については、別途担当係員と協議するものとする。

8 業務委託料の支払い

履行期間中、下記段階で1回に限り出来高払いを行う。残りは完了時に支払いを行う。

- ・ 5（1）新庁舎設計等モニタリング支援業務及び5（2）埼玉県大宮合同庁舎解体設計・工事モニタリング支援業務完了時